

総合支援特例貸付【再貸付】をご提出の皆様へ

！もう一度ご確認ください！

○提出書類について

郵送されてくる書類 **3枚**、本人準備書類 **3種類** がそろっていないと受付は致しません。書類がそろっているか再度確認をお願いいたします。

① 大阪府社会福祉協議会 からのお知らせ	本用紙を添付しない場合、審査が遅れることがあります	
② 申込書（両面） 【裏面：再貸付に係る状況確認シート】	※同封の用紙 ・申込書2か所に「氏名」記入（自署）したもの ・裏面の再貸付に係る状況確認シートも必ず記載してください	
③ 借用書（両面）	※同封の用紙 ・借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入（自署）した	
④ 住民票	・住民票に世帯全員、続柄が記載されている3か月以内発行のもの ・借入申込書と住所が一致している ・外国籍の方の在留資格は記載必須	
⑤ 本人確認書類	いずれかの本人確認書類をコピーし同封した ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート（住所の記載あり） ウ. マイナンバーカード エ. 健康保険証（住所の記載あり） オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合	
⑥ 振込先口座の写	・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、番号が分かるコピー ・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致	

※書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンは使用できません。また誤記入の場合は二重線を引いて訂正印を押印のうえ、余白に正しく記入してください。

※申込の前に申込書類一式を必ず控えとしてコピーを取って保管してください。

○生野区社会福祉協議会での受付について

今回の再貸し付けにおいて、受け付けた書類の **本人控えお渡しは致しません。**

申込の前に申込書類一式を必ず控えとして **ご自身でコピーをとって保管ください。**

○書類に不備があった場合の対応について

書類に不備があった場合、ご記入頂いているご連絡先へお電話いたします。

**必ず、連絡のつく電話番号をご記入**いただき、生野区社会福祉協議会(TEL:06-6712-3101)

より着信が入った際は、折り返しお電話ください。

また、ご連絡させていただき、

- ・ **2日以内にご連絡がつかなかった場合**
- ・ **連絡がついても2日以内までに何も連絡なく来所頂けなかった場合**

は申込みの受付ができませんので、ご自宅へ返送させていただきます。必要箇所を修正のうえ再度ご提出ください。